

動車など

- ▶ **大きさ** 長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下
  - ▶ **速度** 時速15km以下
  - ▶ **年税額** 5,900円
- 詳しくは、申告窓口または課税管理課(☎328-2195)へ。

### 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付状況確認書を送ります

平成28年1月～12月までに納付した国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況確認書を送ります。納付状況確認書は、社会保険料控除として確定申告などに利用できます。

#### ▶ 12月中旬に必要な方は

領収証、保険証を持ち、国保年金課、区役所市民課(中央以外)、総合出張所へ。

※代理人の場合は委任状が必要。

詳しくは、国保年金課(☎328-2270)へ。

## 上下水道・ごみ

### 寒くなったら水道管にも冬支度を

気温が-4℃を下回ると、水道管の凍結や破裂が起こりやすくなります。

#### ▶ 以下のことに注意

- ・寝る前に、蛇口から鉛筆の芯くらいの水を流す(水はバケツなどに溜めて有効利用)。
- ・ソーラー温水器や給湯器は元栓を閉め、水抜きする。(給湯器の種類により取り扱いが異なります。使用する給湯器メーカーに問い合わせください。)
- ・露出した水道管はタオルなどでおおってビニール袋をかぶせて凍結予防する。

#### ▶ 水道管が凍ってしまったら

ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしてください。熱湯は破裂する恐れがあります。もし破裂した場合は、メーターボックス内のリングバルブなどで水を止め、上下水道局の指定工事業者へ修理(有料)を依頼してください。※メーターボックスの位置は事前に確認をお願いします。

(水相談課 ☎381-5600、時間外 ☎381-0012)

### 生活用の水使用量

(1人1日あたり)

**節水チャレンジ!**

目標 **218ℓ**

(平成30年度までに)

平成28年度(10月)

**225ℓ**

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

### 生活排水の出し方を見直しましょう

浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいにしています。洗剤を過剰に使用したり、使用後の食用油を排水口に廃棄すれば、微生物に影響がでて、浄化槽が正常に機能しなくなります。生活排水を適切に処理することで、河川など公共用水域の水質汚染を防ぎましょう。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

### ごみの野外焼却は禁止です

廃棄物処理法により、ごみを野外で焼却する行為は原則禁止です。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

野外焼却により発生する煙は、人体に有害な物質を含んでいる恐れがあります。その煙や臭いによって、「窓を開けることができない」、「洗濯物に臭いがつく」など周辺住民の方に迷惑をかけてしまいます。日常生活から出たごみは正しく処理しましょう。

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

## 雇用・経済

### 平成29・30年度の工事請負などの入札参加資格審査申請を受け付けます

今回は郵送のみで受け付けます。

#### ■工事請負など

▶ **対象業種** 建設業、測量、建設コンサルタント、製菓業、花苗

▶ **申込み** 12月1日～来年1月31日(必着)までに申請書類一式を郵送で〒860-8601工事契約課へ

※申請用紙は、市ホームページ(ホーム→しごと・産業・事業者向け→入札・契約→工事等)の入札・契約情報→熊本市入札・契約(工事等)ホームページ)からダウンロードしてください。

詳しくは、工事契約課(☎328-2442)へ。

### 平成29・30年度の保守点検業務の入札参加資格審査申請を受け付けます

#### ■保守点検業務の対象業種

エレベーター、空調設備、消防・自家発電設備

▶ **申込み** 12月1日～来年1月31日(必着)までに郵送(簡易書留など)で〒860-8601契約政策課 総務班へ

※申請用紙は、市ホームページからダウンロードしてください。

詳しくは、契約政策課(☎328-2136)へ。

### くまもと新卒応援面接会

無料

新卒者などと熊本の企業との面接会です。

▶ **日時** 来年1月10日(火) 午後1時～4時(受付:午後0時半～)

▶ **場所** くまもと県民交流館パレア10階パレアホール(中央区手取本町8-9)

▶ **対象** 平成29年3月大学・短大・高等専門学校・専修学校卒業予定者および卒業後3年以内の方

▶ **申込み** 当日直接会場へ

詳しくは、熊本ヤングハローワーク(☎385-8240)へ。

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

### 使用者も、労働者も必ずチェック! 最低賃金

熊本県最低賃金が改正されました。

#### ■地域別最低賃金

▶ **熊本県最低賃金** 時間額715円

▶ **効力発生日** 10月1日(土)

#### ■特定(産業別)最低賃金

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

▶ **時間額** 759円

▶ **効力発生日** 12月15日(木)(予定)

○自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

▶ **時間額** 808円

▶ **効力発生日** 11月24日(木)

○百貨店、総合スーパー

▶ **時間額** 715円(熊本県最低賃金が適用)

▶ **効力発生日** 10月1日(土)

※特定(産業別)最低賃金には、適用範囲があります。

詳しくは、熊本労働局労働基準部賃金室(☎355-3202)へ。

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

### 公益通報にかかる相談・通報窓口

公益通報とは、事業者またはその役員、従業員などが法令に違反する行為をするか、しようとしている場合に、そこで働く労働者(パートや派遣も含む)が通報することです。

通報・相談は、事業者内部や行政機関などの担当課へ。担当課が分からない場合は、広聴課(☎328-2075)へ。

## 委・員・募・集

### 熊本市環境審議会委員

本市の良好な環境の確保や公害対策などに関する基本的事項を調査・審議するための委員を募集します。

▶ **任期** 平成29年4月1日～32年3月31日(3年間)

▶ **対象** 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方で、本市のほかの審議会などの委員となっておらず、年度3回程度開催する審議会に出席できる方

▶ **定員** 1人(小論文の成績上位者を対象に面接を実施)

▶ **申込み** 12月1日～28日までに「地球環境問題と私たちの生活について」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、電話番号を書き、持参か郵送で〒860-8601環境政策課(☎328-2427)へ

## 被災農業者向け経営体育成支援事業の要望受付を開始します

平成28年熊本地震により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な農機具倉庫などの施設・機械の再建・修繕に対する補助事業の要望受付を行います。

▶ **受付期間** 12月9日～14日(土・日を除く)

▶ **対象** ・農業用施設などのり災証明を申請した方

・農畜産物を生産・出荷・販売している方で、今後も営農を継続する方

※詳しい受付日時や場所については、り災証明の申請をした方に直接郵送でお知らせします。

その他の方は市のホームページをご覧ください。

(農業支援課 ☎328-2384)